

2021 年度

# 市民活動ブース 利用団体募集案内

かわさき市民活動センター施設内に設置の、市民活動団体が専用事務所として活用できるブースです。団体として、自立への第一歩にむけた「活動拠点」としてご利用ください。

活動の促進と発展のために、さまざまなサポートも行います。



## 1 募集室数

---

2 室 ブース番号：① ③

## 2 募集期間

---

2021年1月12日(火)～2月1日(月)  
17時必着

### 3 施設・設備概要

(1) 所在地	川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 (公財)かわさき市民活動センター内
(2) 室数	全 5 室
(3) 面積	5 m <sup>2</sup> /室 (高さ 1.5m のパーティションの壁、鍵付きの扉あり)
(4) 利用時間	9:00~20:45 (かわさき市民活動センター施設等運営要綱に基づく)
(5) 休館日	第 3 月曜日および年末年始 (12/29~1/3) ※ 第 3 月曜が祝日の場合は、直後の休日でない日が休館日となります。
(6) 設備	机 (1 台)、事務椅子 (1 脚)、電源コンセント (2 口)、電話モジュージャック (1 口)、ロッカー・レターケース (各 1 区画、センターフリースペース内設備)、フリーWifi (館内利用・契約不要) ※ センター内設備として、フリースペース、会議室、印刷機等も利用できます (ただし、一部の設備は「施設利用登録申請」をしたうえで別途料金がかかります)。 ※ 電話設置およびインターネットプロバイダー契約をする場合、それに係る経費は各団体での加入・負担となります。

### 4 利用期間 (更新可能)

**2021 年 4 月 1 日(木)から 2022 年 3 月 31 日(木)まで**

※ 最長 4 回まで更新可。年度ごとに書類提出の必要あり。

### 5 利用料

**13,000 円 (月額)**

- ※ 利用料は、当該月の前月末日までにお支払いください (口座振替)。
- ※ 費用内訳は、当該ブースおよび付帯設備に係る利用料となります。
- ※ 複数団体でブース共同利用の場合、ロッカー・レターケース使用は 1 団体を除いて別途料金がかかります。

### 6 応募資格

以下の(1)~(5)の要件をすべて満たしている団体 (2020 年 12 月 24 日現在)

- (1) 川崎市内を活動拠点とする市民活動団体 (※1) であること。
- (2) 構成員が 5 名以上で、かつ、1 年以上の活動実績がある団体であること。
- (3) 市内に専用の事務所を有しない団体 (※2) であること。

(4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団でないこと、および同条第4号に規定する暴力団員が関与する団体でないこと。

(5) 「本邦外出身者に対する不当な差別発言の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条に規定する差別的言動をすると認められる団体ではないこと。

**(※1) 「市民活動」とは**

ボランティア活動を始め、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動(ただし、布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動は除く)。

**(※2) 「市内に専用の事務所を有しない」とは**

入居期間中に自己所有・賃貸を問わず、郵便物が届くなどの連絡先となる団体専用の事務を行う場所(会員の自宅や会社の一部を利用する場合は除く)を持っていないこと。

## 7 申込単位

申込は1室1団体を原則としますが、複数の団体で共同利用することもできます。

1室を複数の団体で共同利用する場合の取扱い  **p.4**

## 8 提出書類・応募方法

次の(1)~(7)を、当センターに持参または郵送など(簡易書留など発送履歴が判る方法)で提出してください。メールでの提出は受付けておりません。

- (1) 市民活動ブース利用申込書(様式1)
- (2) 団体の概要(様式2)
- (3) 市民活動ブース利用計画書(様式3)
- (4) 団体の2021年度事業計画書および2020年度事業報告書
- (5) 団体の2021年度予算書および2020年度決算書
- (6) 団体の定款・規約・会則等
- (7) 団体の概要がわかるもの(パンフレットやチラシなど)

※ 様式(1~3)は当センターで配布のほか、ホームページからダウンロードできます。  
※ 提出書類は公開の対象となります。返却いたしませんので、必ず写しを保管して下さい。  
※ 個人情報保護の取扱いにつきましては、厳重に管理し、当該事業の目的以外には使用いたしません。

## 【1 室を複数の団体に共同利用する場合の取扱い】

- 代表団体を1団体決定し、他団体の書類をとりまとめ、お申込みください。
- 提出書類は、団体ごとに作成してください。代表団体と共同利用団体は、提出書類が一部異なりますので下記を参照ください。

### 〔代表団体の方〕

8の(1)～(7)の資料に共同利用団体の書類を添えて申込みください。

### 〔共同利用団体の方〕

8の(2)～(7)の資料（共同利用団体分）を作成し、代表団体を通じて提出してください。

## 9 選考方法・入居までのスケジュール

### (1) 選考方法

書類審査（書類審査を通過した数が募集の数を超えた場合は抽選）

### (2) 書類選考基準

- ① 団体の活動実績
- ② 団体の財務内容
- ③ 事業の公益性
- ④ 事業の継続性
- ⑤ 団体の自立性・発展性
- ⑥ 拠点(ブース)の必要性

■ 書類審査	2月上～下旬
■ 抽選（超過の場合のみ）	3月上旬
■ 利用団体決定・通知	3月12日
■ 利用料の振込（初回分）	4月1日～4月10日
■ 利用開始	4月1日～

## 10 利用申込みに関する相談

随時電話またはかわさき市民活動センターにて対応します。

来所の場合は事前に電話で予約をお願いします。

## 11 提出・問合せ

### (公財) かわさき市民活動センター

〒211-0004 神奈川県川崎市中原区新丸子東 3-1100-12

電話:044-430-5566 FAX:044-430-5577

〔E-mail〕 [suisin@kawasaki-shiminkatsudo.or.jp](mailto:suisin@kawasaki-shiminkatsudo.or.jp)

〔URL〕 <http://www2.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/volunt/>